

パブリックコメント（意見提出案）

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 青少年保護ワーキンググループ 第一次報告書（案）」に対する意見

提出日：令和 8 年（2026 年）7 月 6 日 / 団体名：一般社団法人北海道消費者協会 / 連絡先：011-221-4217

はじめに —— 本意見の根底にある考え方

本報告書（案）が、青少年を取り巻くデジタル環境のリスクの多様化を直視し、一律の使用禁止という安易な手段に与しなかったことを、まず評価する。その上で本意見は、報告書の方向性に賛同しつつ、いくつかの重要な論点について、より踏み込んだ対応を求めるものである。

本意見の根底には、一貫した一つの問題意識がある。すなわち、現在のデジタル環境の本質的な問題は、個々のコンテンツの有害性にあるのではなく、利用する者がもはや関与も監督もできない規模と設計に達した「構造」そのものにある、という認識である。

プラットフォームのアルゴリズムが何を子どもに見せているかは、保護者には見えない。無限スクロール、レコメンド、プッシュ通知は、大人が気づいて止める速度を超えて、子どもの注意を捕らえ続けるよう最適化されている。子どもは大人より技術に習熟し、大人が監督する側に立ってない。一個人や一家庭が、世界規模の資本と行動科学を投じて設計されたシステムと対等に渡り合うことは、もはや不可能である。

この構造を放置したまま「家庭での見守り」や「保護者のリテラシー」に責任の中心を置く発想は、現実から乖離している。責任の所在は、子どもが関与できないように設計した提供者の側に移されなければならない。そして、その規律を実効あるものとし、かつ人間を『ただ信じるしかない』無力な存在にしないために、利用者の側の判断する力を育てることが、車の両輪として不可欠である。本意見は、この二点を貫く理念から述べるものである。

総論 —— 報告書に通底させるべき三つの原理

一 情報の格差を見抜く力としてのリテラシー

事業者と利用者の間には、埋めがたい情報の格差がある。事業者は設計の中身もリスクもデータの利用方法も知るが、利用者、とりわけ子どもは何一つ知らされない。リテラシー教育の本質は、情報を主体的に読み解き、適切に取捨選択し、活用する力を育てることにあるが、その力には、提供する側と利用する側の間にある情報の格差を見抜き、一方的に不利な立場に置かれないようにする力も含まれるべきである。

したがって、リテラシー教育は個人が賢く自衛するための自助努力にとどめず、事業者の情報

を開示させ依存的設計を規律することと、双方からの働きかけによって進められるべきである。利用者側の理解を引き上げる教育と、提供者側の透明性を高める規律は、車の両輪として機能して初めて、実効性を持つ。

二 予防原則という原理

子どもの生命や精神的健康に関わる問題では、害が完全に証明されるまで対応を見送るという態度は、もし害が真実であった場合に取返しがつかない。深刻かつ不可逆な害の可能性が相応にあるならば、確証を待たずに予防的に保護へ動くべきである。これは医療・環境・児童保護の各分野で確立した考え方であり、害の可能性を示す少数の研究を、多数派の結果に流されて軽視してはならない。

三 人間を無力化させないという原理

構造への規律を強化するだけでは、人々は新たに作られた仕組みの中身が見えないまま、それを『ただ信じる』しかなくなる。ブラックボックスを別のブラックボックスに置き換えるだけでは、人間が判断する主体であることをやめさせられる構造は変わらない。仕組みを疑い、これはおかしいと言える力を、大人も子どもも同時に持つこと。これは便利な機能の話でも、親のしつけの話でもなく、人間が考えることをやめないための、社会の根幹に関わる問題である。

各論 —— 個別の意見

意見 1 評価機構には、EMA の教訓を踏まえた持続的な運営基盤が必要であること

【該当箇所】

10 ページ 13～19 行（EMA が運営の持続性に課題を抱え解散に至った経緯に関する記述）。

【意見】

青少年保護のための評価・認定を担う主体を設けるにあたっては、その運営基盤の持続性を制度的に確保すべきである。かつて第三者機関として認定・監視を担った EMA は、スマートフォン時代に対応する体制整備の費用負担について事業者との協議が調わず、2018 年に解散した。第三者機関は中立性を保つため事業者と距離を置く構造ゆえに、安定した基盤を持ちにくい。この教訓は、評価の仕組みを業界任せにすれば持続しないことを示している。ゆえに、運営費用の負担のあり方をあらかじめ明確に定め、業界の任意の拠出に依存しない、公共的で安定した運営基盤とすべきである。

意見 2 害の可能性を示す研究を含めた、予防的な実態調査の実施

【該当箇所】

41 ページ 28～35 行「（リスクの多様化）」（依存・メンタルヘルスへの影響等の共通認識）。

あわせて 53 ページ 13～15 行「5 今後の進め方」。

【意見】

SNS の受動的な利用が青少年の精神的健康に及ぼす影響について、害を示す少数の研究も含め、国として実態調査・分析を行い、結果をサービス設計の規律に反映させるべきである。他者の投稿を受動的に眺める利用が社会的比較や妬みを通じ自己肯定感を下げ得るとの研究や、長時間利用が子どもの言語性知能・脳発達と負に相関するとの国内の縦断研究（東北大学）もある。子どもの自殺が過去最多を更新する（2024 年・小中高生 529 人）中、因果が未確定であることを理由に対応を見送るべきではない。子どもの生命に関わる問題では、予防的観点から調査と備えを進めることが最善の利益にかなう。

意見 3 一律禁止ではなく、発達段階に応じた『段階的解放』とすべきこと

【該当箇所】

42 ページ 23 行～44 ページ 26 行「4（3）①保護措置の在り方」（特に一律の『年齢制限』を望ましくないとした 44 ページ 9～11 行）。

【意見】

報告書が一律の年齢制限を望ましくないとした判断を支持する。その代替策を抽象的な『年齢に応じた保護』にとどめず、発達段階が上がるにつれ利用可能な機能を段階的に広げる『段階的解放』として具体化すべきである。不特定多数への発信や開かれた参加は低年齢では危険が大きいため強く制限し、知る・学ぶ・安全に連絡する機能は低年齢でも確保する、と権利の中身を年齢ごとに分けて設計すべきである。世界初の一律禁止に踏み切った豪州でも、施行後半年を経てなお対象年齢の子どものアクセスが続いており、政府は罰則強化に動いている※1。一斉解禁は『タガが外れる』問題を招くため、段階的に経験とリテラシーを積みせる方が実効的である。

意見 4 サービス設計上のリスクの評価・規律と、設計機能の初期設定制限

【該当箇所】

44 ページ 6～26 行「4（3）①保護措置の在り方」の総務省に求める取組、及び 47 ページ 1～5 行・7～18 行「4（3）③保護措置の初期設定」。

【意見】

無限スクロール、レコメンドのアルゴリズム、自動再生、プッシュ通知といった、利用者の注意を引きつけ依存的な利用を誘発する設計上の特徴について、各事業者の自主的なリスク評価に委ねるにとどめず、アルゴリズムを含む設計の中身を開示させた上で、外部から検証可能な形で評価・公表させる仕組みとすべきである。あわせて、これらの機能が青少年の利用に際し初期設定（デフォルト）で制限されているかを、明確に評価項目へ組み込むべきである。ゲーム障害は

WHO が ICD-11 で認定した嗜癖行動による障害であり、その制御困難を助長するのが依存的な設計である。従来型のフィルタリングでは捉えられない、設計そのものへの規律が不可欠である。

意見 5 OS レベルでの年齢確認の厳格化と、保護者に依存しない仕組み

【該当箇所】

44 ページ 28 行～46 ページ 8 行「4（3）②保護措置の前提となる『年齢確認』」（特に OS レベルの確認に言及した 45 ページ 9～14 行）。

【意見】

個々のアプリごとの設定や保護者の個別カスタム設定に依存する現行の枠組みは、家庭の力量に左右され実効性を欠く。年齢確認の厳格化にあたっては、アプリ単位ではなく OS（基本ソフト）レベルでの確認を基軸に据え、保護者の知識や時間に依存せずとも保護措置が機能する設計を求めるべきである。その際、プライバシーに配慮し、生年月日そのものではなく年齢範囲情報のみを用いる諸外国先行の手法を参照すべきである。保護措置は複雑で多くの家庭では初期設定のまま放置される一方、子どもは制限を容易に回避し得る。就労等で不在がちな保護者に責任を負わせる枠組みは、もはや現実と合致しない。

意見 6 評価機構は、業界任せにせず独立・公共の主体とすべきこと

【該当箇所】

48 ページ 3～8 行「4（4）アプリストアのレーティング」の総務省に求める取組。あわせて 43 ページ 29～32 行（第三者による再評価の仕組み）。

【意見】

サービスのリスク評価や年齢区分を担う主体は、業界の自主運営でも政府による直接指定でもない、独立した公共的な第三者機関として設計すべきである。同じアプリでもアプリストア間で評価が異なるのは不合理だが、政府が表現内容の評価に直接関与するのは表現の自由等との関係で慎重であるべきで、この二律背反は独立公共の主体が担うことで解ける。その際、既存のゲーム分野の年齢区分制度（CERO）や国際的相互変換の枠組み（IARC）の運営知見・国際連携を参照・接続しつつ、依存性やコンタクト・リスクといった SNS 特有の観点の評価項目に加えるべきである。豪州の eSafety コミッショナーや、国内の公正取引委員会のような、独立して調査・執行にあたる機関のあり方を参考にすべきである。なお、この機関が定める年齢区分を、意見 5 で述べる OS レベルの年齢確認の基準として用いることで、評価と確認が一体の仕組みとして機能する。

意見 7 世代横断の ICT リテラシー向上と、実施体制の拡充

【該当箇所】

50 ページ 25 行～52 ページ 3 行「4 (7) ①ICT リテラシーの向上」(特に『大人』のリテラシーに言及した 52 ページ 1～3 行)。

【意見】

ICT リテラシーの内容として、情報を取捨選択する力に加え、SNS 広告や DM を入口とする被害(闇バイト、情報商材、遠隔操作による借金等)を見抜き、提供側と利用側の情報格差を理解する力を明確に含めるべきである。対象は青少年本人に限らず、その子を育てる大人(親・祖父母等)や教員を含めるべきである。実施は学習指導要領の教科学習のみに委ねず、改訂を待たずに外部専門家を随時招く実践の場を中学校段階へ拡大すべきである。ただしリテラシー教育だけでは足りず、提供側への設計規律(意見 4)と一体でなければ、情報格差を悪用した被害はなくなる。

結びに —— 子どもが子どもらしくいられる時間を守るために

これらの施策が目指すのは、単に害を減らすことではない。かけがえのない子ども時代を、子どもが子どもらしくいられる時間として守ることである。子どもが子どもらしくいられる時代は、わずかしかない。だからこそ、その短い時間を、利益のために設計されたサービスに侵食させてはならない。

問題はテクノロジーの構造そのものにあり、個人はもはやそこに関与できない。ゆえに責任は設計の側に移し、独立した公共の機関がこれを規律・監視しなければならない。しかし規制を作るだけでは、人々は新たなブラックボックスを『ただ信じる』しかなくなり、無力化される。それを防ぐ最後の砦が、大人も子どもも同時に持つべき、仕組みを疑い判断する力としてのリテラシーである。

人間が判断する力を失い、与えられたものを与えられるまま受け取るようになること——それは、社会が自ら考える力を手放すことに通じる。子どもが、自分の頭で世界を見て育つ時間を守ることは、その社会が自ら考える力を持ち続けるための、出発点にほかならない。一律の禁止という安易な手段ではなく、提供者の設計への実効ある規律と、全世代にわたるリテラシー教育、そして発達に応じた段階的な関わりによって、子どもが子どもらしく育つ環境を、社会全体の責任として整えられることを、強く求める。

参考資料 —— 意見 3 で引用した海外資料について

意見 3 のうち、豪州における一律の SNS 利用禁止の施行後の状況に関する記述は、英語で公表された一次資料に基づく。国内で同種の効果検証は確認できなかったため、参考として当該資料

の出典及び要旨（日本語訳・要約）を付す。

※ 1 豪州における 16 歳未満 SNS 利用禁止法の施行後の状況

出典：eSafety Commissioner（豪州政府ネット安全担当機関）公式発表／CBC（カナダ放送協会）、Bloomberg、NPR、JURIST 各紙の報道（2026 年 6 月 27 日～30 日）

<https://www.esafety.gov.au/about-us/industry-regulation/social-media-age-restrictions>

<https://www.cbc.ca/news/world/australia-social-media-kids-new-legislation-9.7252325>

記事本文（要約・独自表現による記述）：

豪州では 2025 年 12 月 10 日、16 歳未満の利用者に SNS アカウントを持たせないよう事業者に義務づける法律が施行された。世界で初めて導入された、年齢を理由に SNS 利用そのものを制限する法制度である。施行から間もない時期には、対象となる複数のサービスで、合わせて 500 万件を超える未成年アカウントが削除・停止されたと政府は説明していた。

ところが施行から半年余りが過ぎても、対象年齢の利用者がなお各サービスを使い続けているとの指摘が相次いだ。豪州政府は 2026 年 6 月 29 日、規制を強化する新たな法案を議会に提出した。この法案では、違反した事業者への罰金の上限を、これまでの水準からおよそ倍にあたる 9900 万豪ドル（当時のレートで約 68 百万米ドル相当）まで引き上げるとしている。あわせて、ネット安全を所管する eSafety コミッショナーの権限を拡大し、年齢確認技術を提供する第三者から情報を得るなどして、事業者側の説明を検証できるようにする。

アルバニー首相は、大手プラットフォーム事業者の対応が十分でなく、今なお多くの子どもが SNS を利用し続けている実態があると述べ、規制の実効性を高める考えを示した。所管閣僚も、事業者側の抵抗が法改正の理由であると説明している。一方、野党の一部議員からは、当初の法律が力不足であったとして、規制強化そのものは支持する姿勢が示された。なお、eSafety コミッショナーは、Meta（フェイスブック・Instagram）、TikTok、Snapchat、Google が運営する YouTube の 5 サービスについて、法令違反の疑いがないか調査を進めているとされる。

以上